

第3章

原子力災害緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、県から警戒事象及び特定事象の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

市は、県から、情報収集事態、警戒事象、施設敷地緊急事態に関する連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

1 施設敷地緊急事態等発生状況の連絡

市は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態に関する連絡があった場合、県から連絡を受けた事項について、関係する地方公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るものとする。

(2) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

1 市の活動体制

(1) 情報収集体制発生時の情報収集体制の強化

市は、県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合は、必要に応じて職員を参集させ、情報収集、集約、伝達及び関係課、関係機関等との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力警戒体制に移行できる体制をとる。

(2) 警戒体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア 設置基準

- ① 県から、対象とする原子力事業所で警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む。）が発生した旨の連絡があったとき
- ② 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生が通報があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

イ 体制をとる部（班）

別途市が定める。

ウ 警戒体制の廃止

警戒体制の廃止は、以下の基準による。

- ① 発電所の状況等から判断し、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき
- ② 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(3) 災害警戒本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 県から、対象とする原子力事業所で施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡があったとき
- ② 市内において、核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の連絡があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

イ 体制をとる部（班）

別途市が定める。

ウ 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下の基準による。

- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が集結又は事故対策が完了、対策の必要がなくなったと認めるとき

- ② 災害対策本部が設置されたとき

(4) 災害対策本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 市又はその他県の他の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

- ② 市又はその他県の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生したとき

- ③ 市長が必要と認めたとき

イ 体制をとる部（班）

別途市が定める。

ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準による。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が集結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

2 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊の派遣要請

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

(2) 他の自治体の応援要請

市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都道府県自治体との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

3 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」による。

第4節 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態となった場合は応急対策に携わる防災業務関係者の安全確保を図る。

1 被ばく管理のための連携確保

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部等と現場指揮者等との連携を密にして、適切な被ばく管理等を行う。

2 防護対策

(1) 防護資機材の整備

市は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の整備等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合には、県やその他防災関係機関に対して調達を要請する。

第5節 緊急時モニタリング活動

市は、必要に応じ緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める「緊急時モニタリングマニュアル」に基づき、空間放射線量、水道水等の環境試料の測定を実施する。

第6節 屋内退避、避難収容等の防護活動

市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：0IL）及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県が気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断した場合は、市は、県の指示に基づき、住民に対し屋内退避の指示等を行う。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

1 避難・屋内退避の対応方針

(1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）

市は、県の助言等を参考に屋内退避の指示等を行う。

①施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、市に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととされている。

市は、県から屋内退避の注意喚起の要請があった場合には、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

②全面緊急事態発生時

市は、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

③原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避のエリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされており、県は、国から当該指示を受けた場合、当該市町村に対して、屋内退避を指示するとされている。

また、県は、国から指示がない場合であっても、県内において放射性ヨウ素を検出するなど県が必要と認める場合には、当該市町村に対して、屋内退避を指示するとされている。

市は、県から屋内退避の指示があった場合には、住民に対し、屋内退避を指示する。

【初動時の予防的対応】

	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）	
	甲状腺等価線量50mSv／週の地域（ヨウ素吸入）	実行線量20mSv／年の地域（セシウム沈着）
施設敷地緊急事態（原災法第10条）	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備	

全面緊急事態 (原災法第15条)	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	
ヨウ素サンプラーでの放射性ヨウ素検出	◎屋内退避指示等 (特にモニタリング強化)	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本とする。

(2) 避難等に係る判断、指示

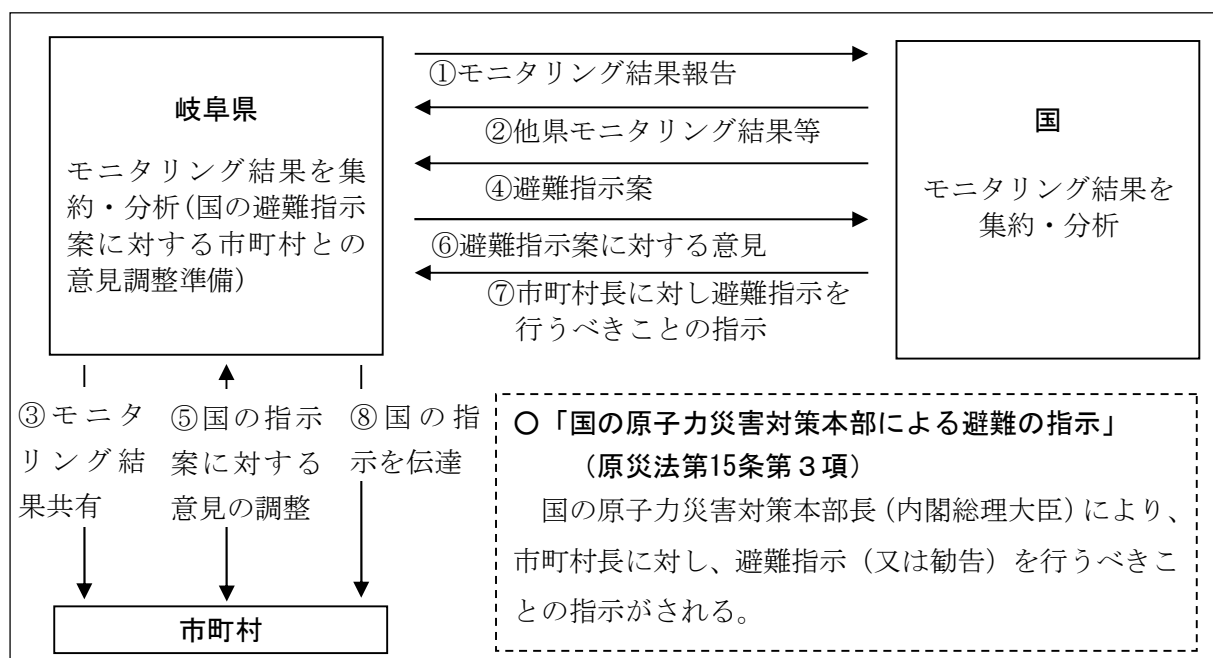
市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後県を通じて国からの指示があった場合は、住民に対して、避難等を指示する。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【指針の指標】※地上1 mで計測した場合の空間放射線量率

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難(一時移転)を実施
計測可能な判断基準 (O I L) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



2 避難の実施

(1) 避難先の決定

市及び県は、避難マニュアルに基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

県外への避難が必要となった場合には、避難マニュアルに基づき対応するとともに、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車による避難を原則とし、自家用車による避難が困難な場合は、市及び県が準備する公共輸送機関による避難を行うものとする。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、県と協力し、住民に対し、避難先、避難経由所、避難経路等を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施に当たり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

3 避難者への対応

(1) 避難者の生活環境への対応

市、県は国と連携し、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、旅館やホテル等へ移動できるよう調整を行う。

市、県は国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(2) 避難者への心身のケア

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

市は、県と連携し、必要がある場合は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

4 原子力災害医療活動

市は県に協力し、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、避難退域時検査等、県が行う原子力災害医療活動に協力する。

(1) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

市は、国の指示に基づき、県から安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示された場合は、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民（40歳未満に限る）に対し、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。

なお、安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 平成25年7月19日作成。平成27年12月24日最終修正。）によるものとする。

5 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、高

齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、二次避難先への移転に当たっては、要配慮者等に優先的に配慮する。

6 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

(1) 生徒等の安全確保措置

ア 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

イ 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(2) 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、県及び市から要請があった場合は、学校施設の安全性を確認した上で体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市策定の避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の受入れをはじめとした避難所運営を支援する。

第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示がなされた場合は、以下のとおり対応するものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、指針の指標（O I L）や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

2 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、市は、実施した措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第8節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、市、国、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ① 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ② モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ③ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
- ④ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑤ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

- ① 負傷者、疾病者、要配慮者
- ② 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- ③ 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- ④ 住民の生活を確保するために必要な物資
- ⑤ その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

市、国及び県は、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市は、住民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 市民への情報提供活動

(1) 市民への広報

市は、住民への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ① 市防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 自治会、民生委員との連携
- ④ その他実情に即した方法 等

また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

- ① 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- ② 緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）
- ③ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
- ④ 避難者を受け入れる場合、避難者の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- ⑤ 不安解消のための住民に対する呼びかけ 等

(2) 実施方法

住民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- ① 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
- ② 住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- ③ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市、県は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者に十分配慮した情報提供を行う。

2 市民からの問い合わせに対する対応

市、国、県及び原子力事業者は、速やかに住民からの問い合わせに対応するため窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

第10節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

1 輸送に係る事業者等

- (1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を市等関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

- (2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民の避難の指示等必要な措置を講じる。

3 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。